

## 共済システム再構築プロジェクトの進め方に関する 会計検査院からの是正の処置要求及び意見表示について ～課題の改善に向けた取組～

独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事長：宮川正 本部：東京都港区。以下「機構」）は、共済契約者の利便性向上、共済実務の効率化等を目的として、「共済システム再構築プロジェクト」（以下「再構築プロジェクト」）を進めてまいりましたが、今般、会計検査院から、当初の予定時期を過ぎても新システムがリリースできておらず事業効果が発現していないこと、当プロジェクトの実施方法が適切でないことにより累次にわたり業務が追加され、費用が増大していることについて、会計検査院法第 34 条に基づく是正の処置要求及び同法第 36 条に基づく意見表示を受けました。

機構は、会計検査院から指摘された再構築プロジェクトの進め方に関する課題を重く受け止めております。新システムのリリース時期の延伸及び費用の増加が生じ、共済契約者の皆さまにご心配をおかけしていることを、深くお詫び申し上げます。

また、制度運営者として、会計検査院から求められた品質確認を確実に実施するとともに、開発の工程や費用などの管理を一層徹底し、必要な改善を講じながら、令和 10 年 2 月のリリースを目指して再構築プロジェクトに取り組んでまいります。

### 1. 再構築プロジェクトの概要及び共済制度への影響について

機構は、現在、小規模企業共済事業（加入者 172.3 万者）及び中小企業倒産防止共済事業（加入者 67.2 万者）（以下「両共済事業」）において、契約者情報の管理、掛金の収納業務、貸付金の支払業務等の処理をシステム（以下「現行システム」）で行っています。しかし、現行システムは、技術面での老朽化、都度改修によるシステムの肥大化・複雑化といった、いわゆるレガシーシステムに起因する様々な問題を抱えております。そのため、両共済事業を将来にわたり安定的に運営していくとともに、契約者の皆さまの利便性の向上等を図るため、平成 30 年 4 月から再構築プロジェクトに着手し、全体計画及び要件定義策定工程を経て、令和 4 年 4 月から設計開発を進めています。

新システムは現状では開発途上にありますが、再構築プロジェクトにおける新システムの設計開発は、現行システムと切り離して実施しております。両共済事業は現在も現行システムにより継続して運営しておりますので、共済金等の支払い、契約者貸付、加入・掛金増減、契約内容の変更等の共済の各種手続きに支障は生じておりません。

また、小規模企業共済の基本共済金額（※1）、解約手当金額、及び中小企業倒産防止共済の解

約手当金額に、本件による影響はありません。

なお、再構築プロジェクトへの契約額は、令和 8 年 3 月末時点で 962 億 6777 万円（支払済額 679 億 3028 万円）です。会計検査院は、契約額のうち、機構のプロジェクトの進め方に起因して追加となった費用等を 365 億 0961 万円、そのうち開発のやり直しなどによる手戻り費用を 46 億 5392 万円と整理しています。これらの追加費用等は、新システムの実現に必要な開発として実施しているものですが、再構築プロジェクトに係る費用には、共済契約者からお預かりしている掛金の運用益が充てられているため、当該手戻り費用の発生により、小規模企業共済の付加共済金（※2）原資額に影響が生じております。契約者の皆さまに関わる事項であることから、機構として重く受け止めています。

（※1）基本共済金額

掛金月額、掛金納付月数に応じて、共済事由ごとに小規模企業共済法施行令（政令）で定められる共済金の額です。共済契約者に支払われる基本となる金額です。

（※2）付加共済金

毎年度の運用収入等に応じて、経済産業大臣が毎年度定める率により算定される金額です。基本共済金額に加えて支払われることがあります。

## 2. 会計検査院から受けた是正の処置要求及び意見表示の概要

会計検査院からは、再構築プロジェクトについて、両共済事業の実施に必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で、新システムをリリースするよう、是正の処置要求がありました。あわせて、その確認過程等において品質に関する懸念が生じた場合には、必要な対応を執ることが求められました。

また、今後、機構の他のシステム再構築等に当たっては、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備及び運用を行うための体制を整備するよう、意見表示がありました。具体的には、サービス・業務企画段階及び要件定義段階において、既存のシステム下で行っていた業務内容等を十分に整理するとともに、既存のシステム及びデータの仕様を十分に把握するなどすること、非機能要件の定義に当たり広く情報収集を行うこと、新たな業務の企画に当たり問題点等を抽出した上で必要な検討を行うこと、設計開発段階において、法令及び事業の運用実態に基づく要望等を設計開発事業者に正確に伝達することなどが求められました。

機構としては、これらの指摘事項を真摯に受け止め、是正の処置要求を着実に履行するとともに、意見表示を踏まえた体制の整備及び強化に取り組んでまいります。

## 3. 今後の対応

機構は、新システムについて、アプリケーション、契約者情報データの移行、システム基盤、

情報セキュリティ及び業務運用体制を総合的に検証し、両共済事業の実施に必要な品質が確保されていることを確認した上で、令和10年2月にリリースする予定としております。

また、現行システムによる共済制度の安定運営を継続するとともに、会計検査院から指摘された課題の改善、情報システムの整備及び運用に係る体制の強化を進め、契約者の皆さまが安心して利用できる新システムの実現に取り組んでまいります。

なお、今般の事態を重く受け止め、理事長にあっては月額報酬の20%を2ヶ月分、副理事長にあっては月額報酬の10%を2ヶ月分について自主返納することとしました。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

■報道機関からのお問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室 広報課（担当者：松浦、伊狩）  
住所：東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル  
電話：03-5470-1515

■共済契約者からのお問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室  
電話：050-5541-7171、受付時間：平日9:00～17:00

# 共済システム再構築プロジェクトの進め方に関する 会計検査院からの是正の処置要求及び意見表示について

---

～課題の改善に向けた取組～

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

令和8年10月

# 本件の概要と本紙の構成

---

共済契約者の利便性向上や業務効率化を目的に進めてきた「共済システム再構築プロジェクト」について、会計検査院から、新システムのリリース遅延により事業効果が発現していないことや、実施方法の不備による業務追加・費用増大を指摘され、是正の処置要求及び意見表示を受けました。

本プロジェクトの概要、会計検査院による検査結果とその影響、今後の取組についてご説明します。

## ＜本紙の構成＞

- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| 1. 機構が運営する共済制度の概要             | ．．．．P 2 |
| 2. 共済システム再構築プロジェクトの概要         | ．．．．P 3 |
| 3. 会計検査院から受けた是正の処置要求及び意見表示の概要 | ．．．．P 4 |
| 4. リリース遅延の経緯と今後の予定            | ．．．．P 5 |
| 5. 再構築プロジェクト費用と追加業務による増加額     | ．．．．P 6 |
| 6. 制度運営と付加共済金への影響             | ．．．．P 7 |
| 7. 今後の改善策                     | ．．．．P 8 |

# 1. 機構が運営する共済制度の概要

小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済は、中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定に資する共済制度です。両共済事業の加入者は約240万者に上り、令和7年度末時点の資産規模は約20兆円となっています。機構は制度の実施機関として、共済金等の支給や貸付業務等を行っています。

| 項目   | 小規模企業共済                                     | 中小企業倒産防止共済<br>(経営セーフティ共済)                   |
|------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 制度趣旨 | 個人事業主等が廃業・退職後の生活の安定を図るため、掛金に応じて共済金を受給できる制度。 | 取引先企業の倒産による中小企業の連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付を受けられる制度。 |
| 加入資格 | 個人事業主、小規模企業の役員                              | 1年以上事業継続している中小企業者                           |
| 制度開始 | 昭和40年12月                                    | 昭和53年4月                                     |
| 加入者数 | 172.3万者                                     | 67.2万者                                      |
| 資産総額 | 16兆3,942億円                                  | 3兆4,139億円                                   |
| 月額掛金 | 1,000円～7万円（500円単位）                          | 5,000円～20万円（5,000円単位）                       |
| 備考   | 掛金全額を所得控除可能                                 | 掛金全額を損金又は必要経費に算入可能                          |

※加入者数・資産総額は令和8年3月末時点の数値です。

## 2. 共済システム再構築プロジェクトの概要

共済システムは、両共済事業の契約者数約240万者、年間約77万件の手続きを支える大規模なシステムであり、契約者情報の管理、掛金の収納、貸付金の管理、共済金・解約手当金の支払等の業務を処理しています。一方、当システムは、平成7年を最後に大規模な刷新を実施していません。このため、システムが老朽化・複雑化・ブラックボックス化するなど、「レガシーシステム」に起因する様々な課題が生じています。こうした課題を解消し、共済制度を将来にわたり安定的に運営していくため、平成30年4月から再構築プロジェクトに着手し、令和4年4月から設計開発を進めています。

### 現状の課題

#### システムの老朽化

レガシーシステムの技術的な老朽化、肥大化、複雑化やブラックボックス化が進んでいます。

#### 紙・窓口中心

一部の手続では、紙や窓口中心となっており、申請内容がシステムに反映されるまでに時間を要しています。

#### 保守終了への対応

現行システムのメーカー保守は令和17年度に終了する予定です。

### 新システムで目指す姿

#### 柔軟なシステムへの転換

制度改正や業務の変更等に柔軟に対応できるシステムに転換します。

#### オンライン化・処理の迅速化

マイページの開設等、オンライン手続きの更なる利便性向上を図ります。業務フローの見直しにより処理時間を短縮します。

#### 基盤の安定性・安全性の強化

オープンシステム化・クラウド活用による新たな基盤へ移行するとともに、セキュリティ対策を強化します。

### 3. 会計検査院から受けた是正の処置要求及び意見表示の概要

会計検査院から、新システムのリリース遅延により事業効果が発現していないことや、実施方法の不備による業務追加・費用増大を指摘され、両共済事業の実施に必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースするよう是正の処置要求を受けるとともに、品質に関する懸念が生じた場合には必要な対応を執ることが求められました。また、今後、機構の他のシステム再構築等に当たり、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた体制整備について意見表示を受けました。

#### 会計検査院の検査結果

1. **新システムのリリース遅延**により、事業効果が発現していない事態
2. **機構における再構築プロジェクトの実施方法が適切でない**事態（業務追加に伴い費用が増大）

#### 実施方法上の主な不備

1. 現行システム仕様の調査が十分でない
2. 現行データ仕様の調査が十分でない
3. 情報セキュリティ対応に関する検討が十分でない
4. 新業務フローの実現可能性の確認が十分でない
5. 法令等要件の整理や考慮等が十分でない

#### 是正の処置要求及び意見表示

- ① 機構において、両共済事業の実施に**必要な品質が確保**されていることを十分に確認した上で**新システムをリリース**すること、また、その確認過程等において**品質に関する懸念が生じた場合には必要な対応**を執ること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）。
- ② 機構において、今後、**他のシステム再構築等に当たり、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備**すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）。

機構としては、共済制度の安定的な運営と利用者利便性の向上を目的として本プロジェクトを推進してまいりましたが、会計検査院から指摘を受けた事項については真摯に受け止めています。現在は品質確保を最優先に、ガバナンス強化や体制整備等の改善策に取り組んでいます。

## 4. リリース遅延の経緯と今後の予定

平成30年4月から再構築プロジェクトに着手し、全体計画及び要件定義策定の工程を経て、令和4年4月から設計開発を進めてきました。その過程で、データ移行の品質確保や設計上の課題への対応のため、これまで2回にわたり、リリース時期を延伸しております。

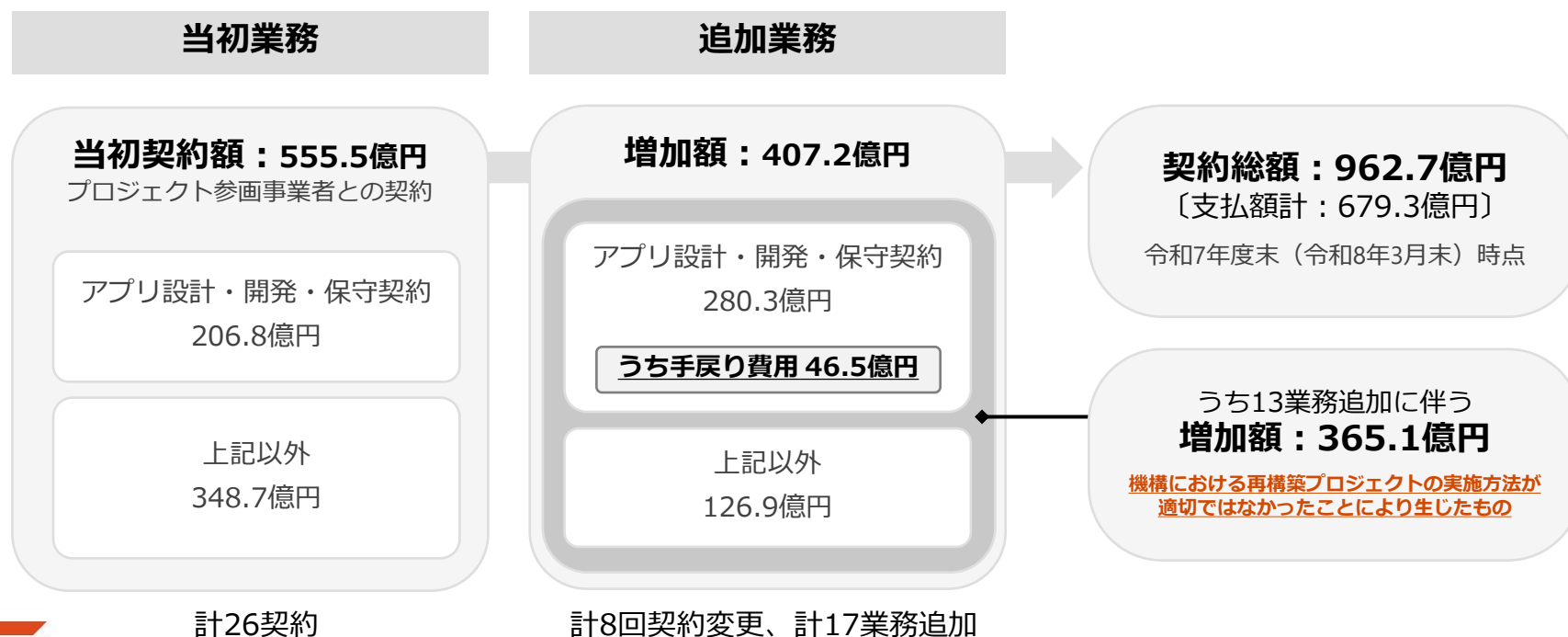
今般、令和9年2月までに十分な品質を確保することが困難と判断し、3回目のリリース時期の延伸を行い、提供開始時期を令和10年2月予定としております。

| リリース時期 |         | 延伸理由                                                                                               |
|--------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当初     | 令和7年8月  |                                                                                                    |
| 延伸①    | 令和8年9月  | <b>データ移行への対応</b><br>データ移行の設計を進める中で、現行の機構の体制では、対象データのマッピング作業に時間を要することが判明し、実施方法やスケジュールの見直しが必要となりました。 |
| 延伸②    | 令和9年2月  | <b>プログラムの修正</b><br>開発中のプログラムで、掛金月額変更時の「適用月」の認識の誤り等を検知し、修正を行う必要が生じました。                              |
| 延伸③    | 令和10年2月 | <b>受入テストでの品質課題</b><br>開発の現状、ユーザー受入テストの状況等を勘案し、十分な品質を確保することが困難と判断しました。                              |

## 5. 再構築プロジェクト費用と追加業務による増加額

追加した業務は、いずれも新システムの稼働に必要なものであり、本来、当初から実施すべきものでした。その多くは、機構のプロジェクトの実施方法が適切でなかったために、開発途中で追加することとなったものです。本追加業務について、会計検査院からは、現行システム仕様・現行データ仕様の把握が適切でなく、情報セキュリティ・新業務フローの検討等が十分でなかったことなどから発生した、との指摘を受けております。

また、会計検査院からは、追加となった13業務365.1億円のうち46.5億円については、手戻り費用との指摘を受けております。この手戻りは、開発途中で業務を追加したことに伴う、プログラムのやり直しなどによって生じたものであり、機構がプロジェクトを適切に実施していれば防げたものとして、重く受け止めています。



## 6. 制度運営と付加共済金への影響

小規模企業共済、中小企業倒産防止共済の制度運営に支障はありません。

一方、小規模企業共済の付加共済金原資額への影響は生じており、手戻り費用が発生していなければ、モデルケースでは、令和8年度の付加共済金は契約者1人当たり426円増加していたと試算しています。

### 現在の制度運営 – 支障は生じていません

✓ 共済金等の支払い

✓ 契約者貸付

✓ 加入・変更等の手続

✓ 小規模企業共済の基本共済金額(※1)・解約手当金額、中小企業倒産防止共済の解約手当金額への影響なし

※1 基本共済金額：掛金月額、掛金納付月数に応じて、共済事由ごとに小規模企業共済法施行令（政令）で定められる共済金の額です。共済契約者に支払われる基本となる金額です。

※2 付加共済金：毎年度の運用収入等に応じて、経済産業大臣が毎年度定める率により算定される金額です。小規模企業共済において、基本共済金額に加えて支払われることがあります。

### 付加共済金(※2)への影響 – 一定の影響があります

令和8年度の付加共済金に関する試算 モデルケース：契約者1人当たり426円の増加

| 項目                | 実際の算定   | 手戻り費用が発生しなかった場合 | 影響額  |
|-------------------|---------|-----------------|------|
| 付加共済金原資           | 726億円   | 730億円           | 4億円  |
| 契約者1人当たりの付加共済金原資額 | 42,209円 | 42,442円         | 233円 |
| モデルケース            | 77,278円 | 77,704円         | 426円 |

※ 手戻り費用46.5億円のうち小規模企業共済勘定で費用計上済みの7.7億円が令和8年度の付加共済金原資額に与える影響を試算しております。

※ 各契約者が実際に受け取る付加共済金額は、掛金月額や在籍期間、脱退時の事由（事由によって支給なしの場合もあります）により異なります。

以下をモデルケースとして試算しております。

掛金月額4.4万円、在籍期間18年、廃業により共済金を受給した場合。

この場合の基本共済金額は10,865,360円となります。

## 7. 今後の改善策

新システムのリリースに向けて、品質を最優先に取り組んでまいります。  
組織として以下の改善策を講じ、今後のシステム開発も含め適切な事業運営に向け、体制を整備します。

### 是正の処置要求に対して

機構において、両共済事業の実施に必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースすること、また、その確認過程等において品質に関する懸念が生じた場合には必要な対応を執ること

#### ✓ 品質・安全性の確認

アプリケーション・データ・インフラ等のシステムの状況、業務実施に向けた習熟度合の確認等を総合的に判断して、最終的なリリース判断を行う予定としております。

### 意見表示に対して

機構において、今後、他のシステム再構築等に当たり、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備すること

#### ✓ ITガバナンスの強化

関連規程を令和8年9月に整備し、プロジェクト推進に係るガバナンスを強化しています。また、システム投資の妥当性や個別システムの仕様、要件定義等の妥当性を検証する審査会を設置しました。

#### ✓ 事務・システム企画機能の強化

今後、共済部門に事務企画やシステム企画を所管する部署を設置し、業務要件やシステム仕様等を一元的に管理する体制とします。

#### ✓ 専門人材の育成・体制の整備

外部機関等への派遣を通じて、デジタル技術やセキュリティに関する専門人材を育成してまいります。